

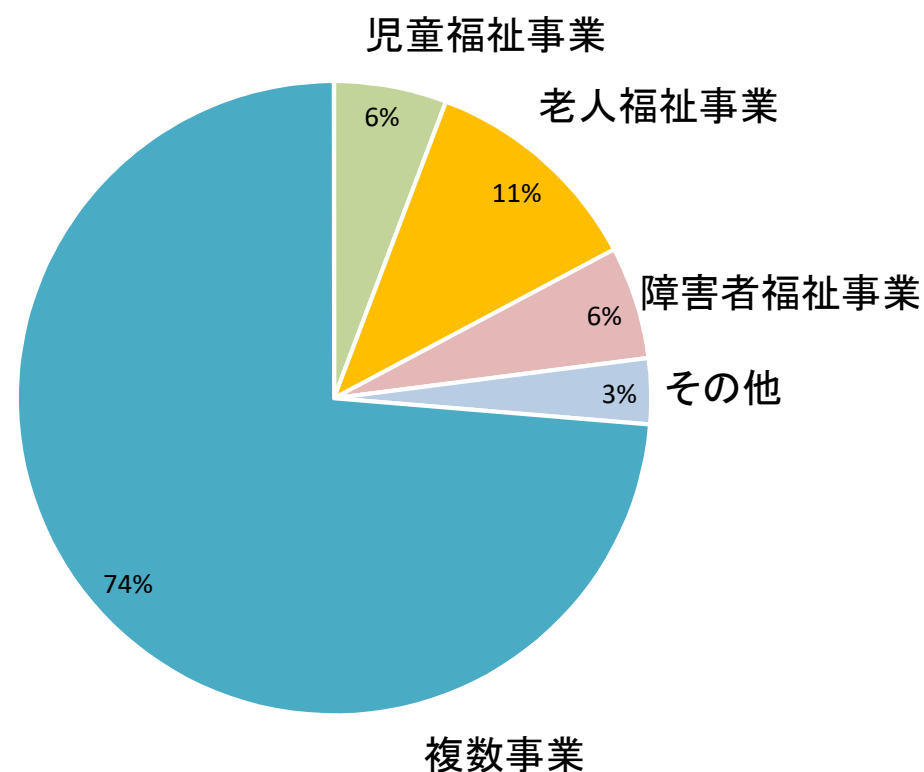
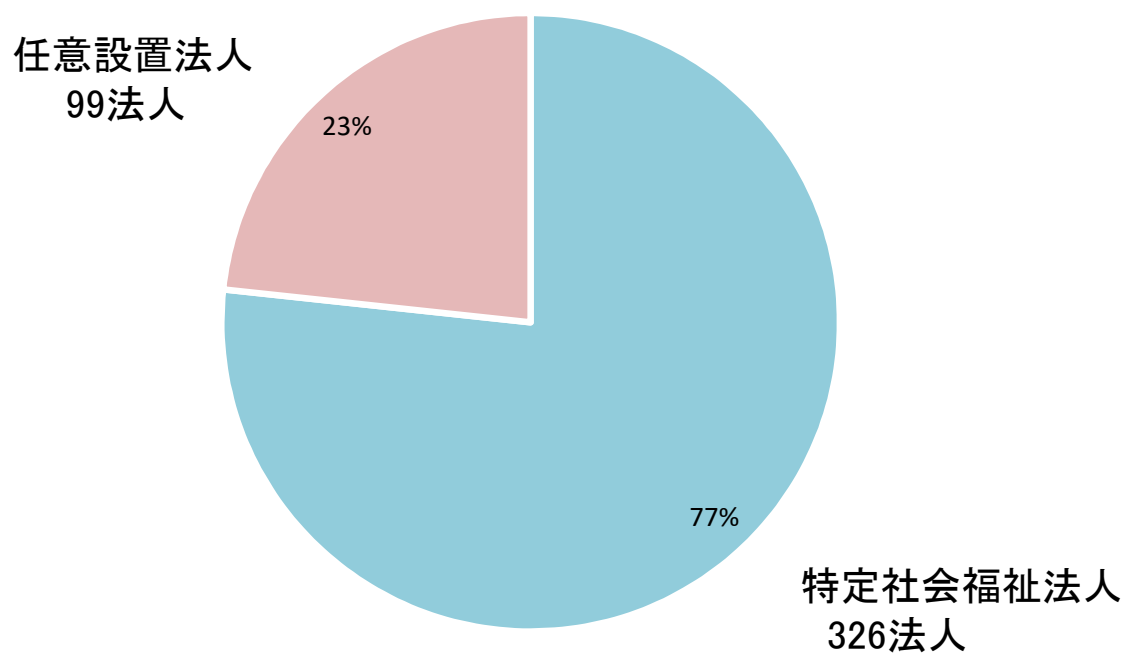
参 考 資 料

①会計監査人設置法人数割合

②会計監査人設置法人の事業区分割合

425法人／20,798法人

※法人総数は平成29年度末現在（福祉行政報告例）

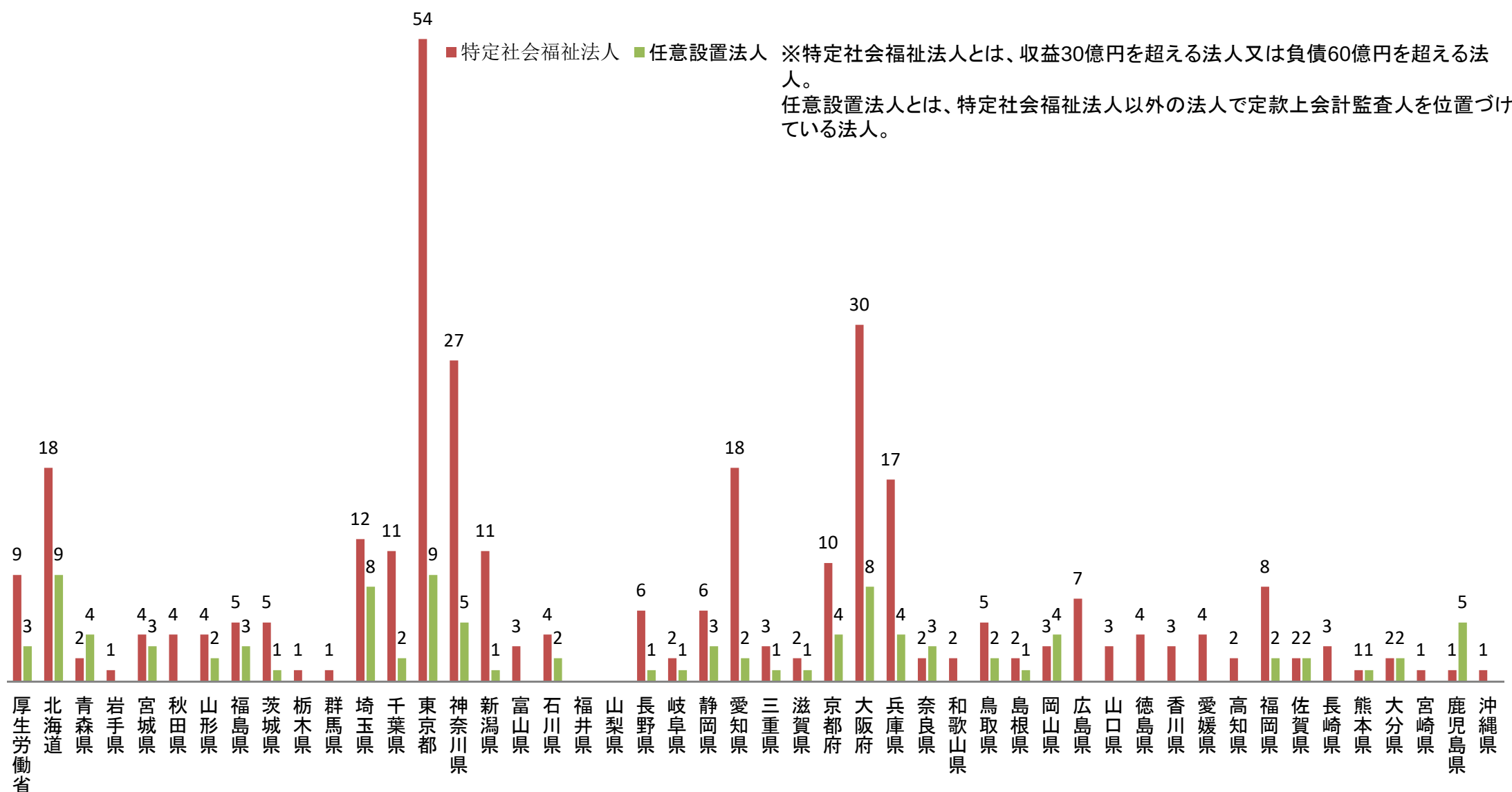


※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

出典：厚生労働省福祉基盤課調べ

平成30年度（7月31日時点）会計監査人設置状況調査（2／2）

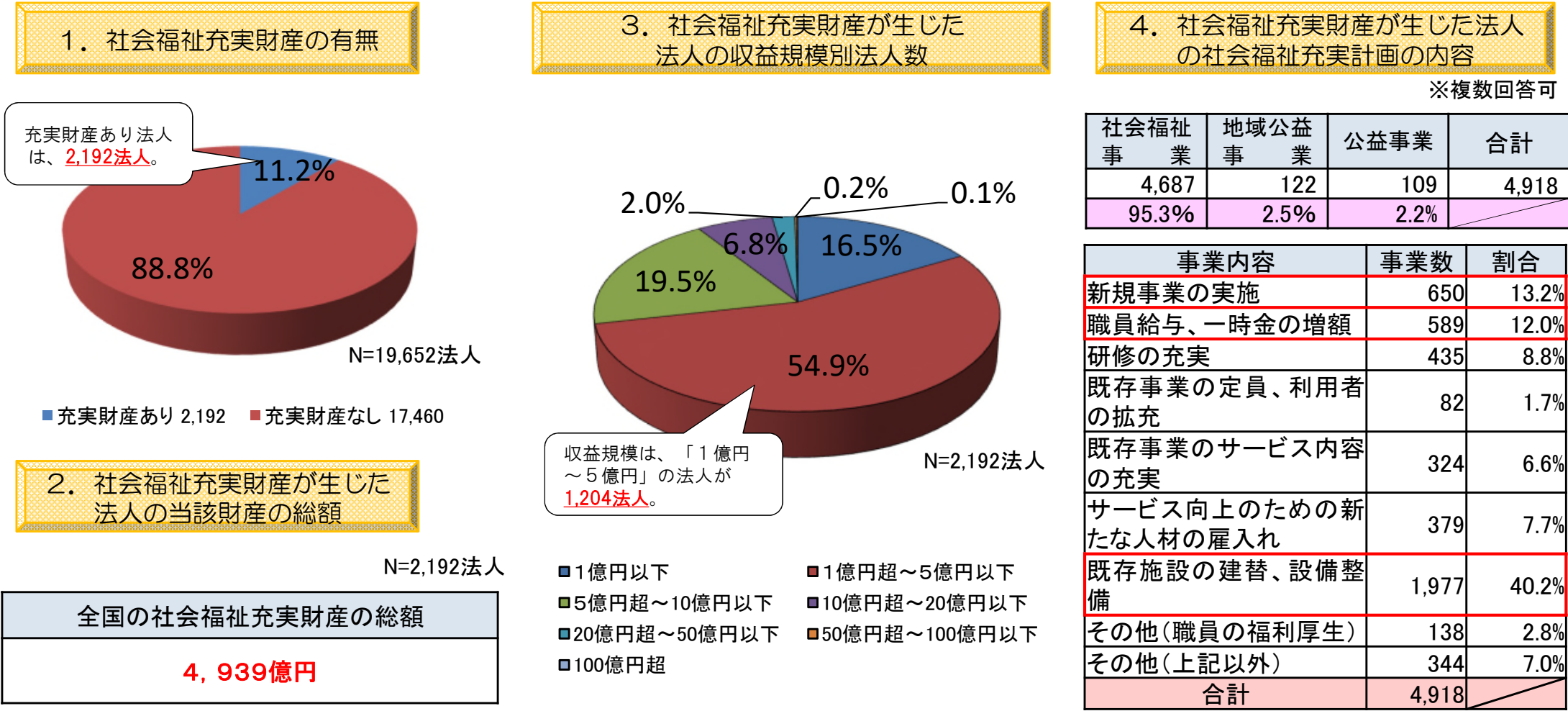
③都道府県別会計監査人設置数一覧



※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

○ 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。

○ 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成30年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、平成30年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（平成31年1月時点有効回答：19,652法人/20,838法人）



平成30年度 都道府県別「社会福祉充実計画」の策定状況等

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産発生法人	
		法人数	割合
北海道	900	44	4.9%
青森県	513	66	12.9%
岩手県	334	53	15.9%
宮城県	255	26	10.2%
秋田県	226	18	8.0%
山形県	217	20	9.2%
福島県	275	37	13.5%
茨城県	427	53	12.4%
栃木県	326	38	11.7%
群馬県	474	41	8.6%
埼玉県	790	58	7.3%
千葉県	637	59	9.3%
東京都	1,044	140	13.4%
神奈川県	785	76	9.7%
新潟県	408	38	9.3%
富山県	198	31	15.7%
石川県	282	27	9.6%
福井県	211	25	11.8%
山梨県	210	19	9.0%
長野県	342	41	12.0%
岐阜県	297	58	19.5%
静岡県	454	63	13.9%
愛知県	615	61	9.9%
三重県	312	36	11.5%

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産発生法人	
		法人数	割合
滋賀県	254	22	8.7%
京都府	417	45	10.8%
大阪府	1,123	97	8.6%
兵庫県	755	101	13.4%
奈良県	169	33	19.5%
和歌山県	214	31	14.5%
鳥取県	110	8	7.3%
島根県	255	30	11.8%
岡山県	355	34	9.6%
広島県	429	47	11.0%
山口県	302	45	14.9%
徳島県	174	30	17.2%
香川県	192	20	10.4%
愛媛県	216	27	12.5%
高知県	194	13	6.7%
福岡県	975	112	11.5%
佐賀県	243	38	15.6%
長崎県	516	58	11.2%
熊本県	660	75	11.4%
大分県	308	31	10.1%
宮崎県	304	70	23.0%
鹿児島県	496	63	12.7%
沖縄県	459	34	7.4%
合計	19,652	2,192	11.2%

計算書類等に不整合のある法人数(都道府県別)
※10月末時点、1月末時点、3月末見込み

都道府県名	10月末 時点	10月末→ 1月末 改善数	1月末 時点	1月末→ 3月末 改善数 (予定)	3月末 見込み	10月末→ 3月末 改善数 (予定)
厚生労働省	2	1	1	1	0	2
北海道	39	11	28	12	16	23
青森県	13	11	2	0	2	11
岩手県	2	1	1	0	1	1
宮城県	10	2	8	4	4	6
秋田県	9	6	3	2	1	8
山形県	2	1	1	0	1	1
福島県	27	0	27	0	27	0
茨城県	26	3	23	22	1	25
栃木県	17	8	9	7	2	15
群馬県	23	14	9	3	6	17
埼玉県	46	13	33	26	7	39
千葉県	29	13	16	14	2	27
東京都	28	20	8	4	4	24
神奈川県	65	19	46	43	3	62
新潟県	27	2	25	23	2	25
富山県	9	1	8	8	0	9
石川県	15	3	12	1	11	4
福井県	12	6	6	6	0	12
山梨県	10	6	4	4	0	10
長野県	19	10	9	5	4	15
岐阜県	9	4	5	4	1	8
静岡県	9	6	3	3	0	9
愛知県	40	12	28	8	20	20
三重県	11	0	11	9	2	9
滋賀県	4	1	3	3	0	4
京都府	21	13	8	3	5	16
大阪府	82	9	73	36	37	45
兵庫県	22	2	20	17	3	19
奈良県	9	3	6	4	2	7
和歌山県	11	7	4	4	0	11
鳥取県	5	1	4	3	1	4
島根県	3	2	1	1	0	3
岡山県	22	15	7	5	2	20
広島県	24	1	23	14	9	15
山口県	6	6	0	0	0	6
徳島県	4	3	1	0	1	3
香川県	2	0	2	1	1	1
愛媛県	7	7	0	0	0	7
高知県	3	1	2	1	1	2
福岡県	76	20	56	23	33	43
佐賀県	10	8	2	0	2	8
長崎県	25	12	13	13	0	25
熊本県	28	5	23	15	8	20
大分県	8	1	7	4	3	5
宮崎県	7	2	5	5	0	7
鹿児島県	28	23	5	5	0	28
沖縄県	20	2	18	13	5	15
合計	926	317	609	379	230	696

※市等が所轄庁となる法人は、所轄庁の所在する都道府県に含めて計算している。

計算書類等をシステムに登録していない法人数(都道府県別)
※10月末時点、1月末時点、3月末見込み

都道府県名	10月末 時点	10月末→ 1月末 改善数	1月末 時点	1月末→ 3月末 改善数 (予定)	3月末 見込み	10月末→ 3月末 改善数 (予定)
厚生労働省	1	0	1	0	1	0
北海道	8	0	8	6	2	6
青森県	2	0	2	0	2	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	3	0	3	0	3	0
福島県	19	0	19	2	17	2
茨城県	16	0	16	14	2	14
栃木県	5	0	5	3	2	3
群馬県	3	0	3	1	2	1
埼玉県	11	0	11	10	1	10
千葉県	5	0	5	1	4	1
東京都	6	0	6	3	3	3
神奈川県	3	1	2	2	0	3
新潟県	18	1	17	10	7	11
富山県	1	0	1	1	0	1
石川県	10	0	10	6	4	6
福井県	20	0	20	13	7	13
山梨県	3	0	3	1	2	1
長野県	4	0	4	4	0	4
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	3	0	3	2	1	2
愛知県	38	5	33	6	27	11
三重県	1	0	1	0	1	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	3	0	3	2	1	2
大阪府	53	2	51	10	41	12
兵庫県	2	0	2	1	1	1
奈良県	4	2	2	2	0	4
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	6	0	6	0	6	0
山口県	2	0	2	0	2	0
徳島県	1	0	1	1	0	1
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	4	0	4	1	3	1
福岡県	27	0	27	5	22	5
佐賀県	1	0	1	0	1	0
長崎県	1	0	1	1	0	1
熊本県	4	0	4	3	1	3
大分県	3	0	3	2	1	2
宮崎県	1	0	1	0	1	0
鹿児島県	1	0	1	0	1	0
沖縄県	6	0	6	3	3	3
合計	299	11	288	116	172	127

※市等が所轄庁となる法人は、所轄庁の所在する都道府県に含めて計算している。

平成３０年５月３１日
社援発０５３１第１号

なお、本通知は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

災害時の福祉支援体制の整備について

近年、東日本大震災や熊本地震、台風による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。

こうした災害を受け、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もある。

これらの者が、避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっている。

これまで、一部の都道府県においては、こうした観点から先進的な取組が進められているところであるが、全国において、このような災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について、別添のとおり、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を策定したので、各都道府県におかれは、本ガイドラインを参考に、地域の実情にあった災害時の福祉支援体制の構築に努めるとともに、管内市区町村や関係団体等に対し、周知を図りたい。

3. 平時におけるネットワーク事務局の設置等について

(1) ネットワーク事務局の設置

主管部局は、直接又は都道府県社会福祉協議会等の関係団体との協定の締結等により、ネットワークの運営に係る事務処理を行うネットワーク事務局(以下「事務局」という。)を設置すること。

また、事務局を設置した場合には、管内市区町村を始めとする関係者に対して、その連絡先及びネットワークの活動内容等について広く周知を図ること。

(2) ネットワークの構成員

事務局は、チームを円滑に組成し、活動をさせるため、各都道府県の実情に応じて、次に掲げる者等を構成員として選定し、ネットワーク会議を組織すること。

なお、ネットワーク会議を組織するに当たっては、既存の会議体に、分科会を設置する又は審議事項を追加するなどの方法も考えられること。

- ① 主管部局及び都道府県防災部局、保健医療部局
- ② 都道府県社会福祉協議会
- ③ 社会福祉施設等関係団体
- ④ 福祉職による職能団体
- ⑤ 保健医療関係者及び関係団体
- ⑥ 都道府県民生委員児童委員協議会

また、上記の構成員に加え、大規模な被害が想定される市区町村の関係者やボランティア団体等地域の実情に応じた多様な社会資源の参画を求めることも考えられること。

(3) 平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容

事務局は、構成員の出席の下、ネットワーク会議を開催し、災害発生時に円滑な活動が行えるよう、次に掲げる内容について協議を行い、業務フローを整理しておくこと。

災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン

1. 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

都道府県において、局地的であって、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害の発生を想定した場合、指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所(以下「一般避難所」という。)に避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者(以下「災害時要配慮者」という。)の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。

このため、各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム(以下「チーム」という。)を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を構築するものとする。

なお、ネットワークは、都道府県を中心に、政令指定都市、中核市を含め、管内市区町村の協力を得て、可能な限り一元的な都道府県内のネットワークの構築を図るものとする。

2. 各都道府県におけるネットワーク主管部局の選定について

各都道府県は、ネットワークの企画、運営及び庁内関係部局や関係団体等との連絡調整を円滑に行うため、災害福祉支援ネットワーク主管部局(以下「主管部局」という。)を定めること。

なお、都道府県庁内の体制整備に当たっては、災害発生時に設置される都道府県災害対策本部との関係性及び連携の在り方についても併せて整理を行っておくこと。

なお、ネットワークの活動内容の検討に当たっては、関係団体等が行っている既存の取組を事前に把握し、ネットワークの活動と、これらの取組の役割分担・連携が十分に図られるようにすること。

① チームの組成の方法、災害時のチームの活動内容等

ネットワークに参画する社会福祉施設等関係団体等と連携し、チームを構成する人員の推薦を募り、これらをチーム登録者名簿として整理しておくこと。

この際、チームの組成に当たっては、災害時要配慮者の多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、性別及び社会福祉士等の相談援助職や介護福祉士等の介護職等の職種構成のバランスにも配慮するとともに、チームの派遣が複数回に亘る可能性があることを踏まえ、4～6名のチームを複数編成できるようにしておくほか、派遣先に対してどのような順番でチームを派遣するか等についても併せて検討しておくこと。

また、チームの派遣時期は、災害発生後の初期段階（救命救急が完了するなど、チームが活動する上での安全が確認された時点）から概ね1カ月間程度までを、1チーム当たりの派遣期間は、派遣元施設等の負担も考慮し、5日間程度を目安に、具体的な取扱いについて定めておくこと。

なお、チームの名称については、本通知において「災害派遣福祉チーム」を正式名称とするが、これとは別に、地域住民に親しみやすい呼称やその役割を理解しやすい呼称を設定することも考えられること。

さらに、土日・夜間を含め、チーム登録者への連絡体制を整備しておくこと。

このほか、社会福祉法人については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項に基づき、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課されていることから、当該取組の一環として、ネットワークに積極的に関与し、チームへの人員の登録とともに、事務局への協力、災害時のチーム員の派遣を通じた支援活動等を積極的に行うことが期待されること。

② チームの派遣決定及び情報収集の方法

チームの派遣の可否に係る意思決定の主体や方法を整理しておくこと。
また、チームの派遣の可否を判断するためには、まずは災害による被害の規模や災害時要配慮者のニーズ、一般避難所及び福祉避難所の設置状況等の実情を把握することが必要であることから、それらの情報収集の内容・方法についても整理しておくこと。

③ 災害時における構成員の役割分担

チームの円滑な活動のため、災害発生時に、ネットワークに参画する構成員に求める役割や協力の内容等について、整理しておくこと。

④ 災害時における本部体制の構築

災害発生時において、情報の集約及びチームの派遣調整、指揮命令等を行う「ネットワーク本部」（以下「本部」という。）の体制の在り方を検討しておくこと。

この際、事務局をそのまま本部へと改組することも考えられるが、災害の規模によっては事務処理に支障が生ずるおそれもあることから、あらかじめ構成員との協定の締結等により、災害発生時に必要な人員体制を適切に確保できるようにしておくなど、本部の体制強化の方法についても併せて検討しておくこと。

⑤ 費用負担

チームの派遣に当たっては、チーム員の活動に係る旅費・宿泊費等の費用が発生することから、当該費用負担の在り方について検討しておくこと。

なお、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用される災害の場合には、同法に基づく避難所の設置経費として災害救助費の対象となる場合も考えられるので、都道府県防災担当部局とも事前に十分に相談しておくこと。

⑥ 保健医療関係者との連携

チームの活動が円滑となるよう、災害時派遣医療チーム（DMAT）や保健師チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等との情報共有の方法、連携の内容等について、検討しておくこと。

⑦ チーム員に対する研修・訓練

災害時において求められる心構えや行動、多様な福祉ニーズへの応用的な対応等チームの活動内容について、一定以上の水準を確保する観点から、研修・訓練の実施に努めること。

⑧ 受援体制の構築

自らが被災した場合に備え、他の地域のチームや、福祉以外の関連領域の専門職、NPO、ボランティア等の民間団体等による多様な支援活動が円滑に受け入れられるよう、②により収集した情報に基づき、活動場所に係る情報提供や団体間の活動内容の調整を行うなど、必要な受援体制の在り方について検討しておくこと。

⑨ 住民に対する広報・啓発

住民に対し、チームの活動内容について周知を図るとともに、一般避難所及び福祉避難所の指定状況や所在、これらの機能の相違点等についても、併せて周知を図ること。

また、災害時の協力関係の醸成、活動環境の整備を図るためには、地域の防災訓練へのチームの参加等、地域とチームとが共に活動する機会を確保することが重要であること。

4. 災害発生時における活動内容等について

(1) 本部の機能・役割

① 本部の設置

主管部局は、一定期間、避難所の設置の継続を要する規模の災害が発生した場合、事務局と調整し、速やかに本部を立ち上げること。

また、都道府県災害対策本部や市区町村災害対策本部、関係団体等からの情報収集又は本部及びチームの人員による現地視察等により、被害の規模や一般避難所及び福祉避難所の設置状況、災害時要配慮者に対する支援の実施状況、物資供給の状況等について情報収集を行うこと。

② チームの派遣要否の検討

本部は、ネットワーク会議の招集などにより、構成員との間で収集した情報を共有し、必要に応じ被災市区町村とも連絡・調整の上、チーム派遣の要否について検討を行うこと。

その結果、チーム派遣の可能性がある場合には、チーム員に待機を指示すること。

なお、ネットワーク会議の開催に当たって、構成員の招集が困難な場合には、電子メールその他の多様なネットワークサービスの活用により、臨機応変に対応すること。

③ チームの派遣決定

本部は、被災市区町村からの依頼又は本部が把握した情報に基づき、チームの派遣の必要性が認められた場合、把握した情報等を元に、派遣対象となる一般避難所のリストを作成するとともに、当該一般避難所ごとに、派遣するチームのリスト、各チームの派遣可能期間等を取りまとめ、あらかじめ定められた手順に従って派遣を決定し、派遣に向けた調整を行うこと。

④ 活動計画の策定

本部は、チームの派遣決定を行う場合には、現地視察等により、被災地域の実情を把握するチーム員等の協力を得て、派遣回数や派遣先、活動内容等に関する活動計画を策定し、ネットワークの構成員間で共有すること。

なお、活動計画の策定に当たっては、被災地域の自立性を損なうことのないよう、派遣の終了段階において、チームから被災地域における社会資源による活動への橋渡ししが円滑に行われることを目標とすること。

また、活動計画の内容は、チームからの活動の実施状況についての報告を受け、必要に応じで見直しを行うこと。

⑤ チームの活動支援

本部は、チームの活動期間中、チームに対する必要な指揮命令を行うとともに、必要な情報及び物資の提供、都道府県災害対策本部等との調整その他の後方支援を行うこと。

⑥ チームの派遣終了の決定

本部は、派遣したチームからの報告や地域の社会資源の復旧の状況、関係団体の活動状況等を勘案し、被災市区町村及び一般避難所の管理者等と協議の上、チームの派遣終了を決定すること。

なお、派遣終了に当たっては、被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会資源による活動への橋渡しが円滑に行われるよう、配慮すること。

⑦ 活動終了後の振り返り等

本部又は事務局は、チームの活動終了後、派遣されたチーム員を招集し、活動の振り返りを行うとともに、そこでの成果や課題を他のチーム員やネットワークの構成員等の間で共有すること。

(2) チームの活動内容

チームは、一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次に掲げる活動を行うこと。

なお、チームの活動に当たっては、災害時要配慮者の安心を確保するため、災害派遣福祉チーム等の名称を記したビブス等の着用により、都道府県を中心とした活動であることが外形上明確になることが望ましいものであること。

① 福祉避難所等への誘導

まずは災害時要配慮者へのスクリーニングを行い、その結果、一般避難所内で必要な支援を行うことが著しく困難な者がいる場合には、必要に応じて当該一般避難所の管理者等とも協議の上、災害時要配慮者の理解を十分に得て、必要な体制が確保されている福祉避難所等への誘導を行うこと。

② 災害時要配慮者へのアセスメント

一般避難所において災害時要配慮者に必要な支援の内容を把握するとともに、適切な環境の確保を図りつつ、必要な支援を行うため、その家族構成や要介護度、病歴、服薬の状況その他の日常生活上の留意事項等に関するアセスメントを実施すること。

ただし、既に保健師等がアセスメントを実施している場合など、災害時要配慮者に対し、重複してこれが行われることにより、その負担を増大させることのないよう、事前に関係者間での情報共有・調整が行われていることが必要であること。

③ 日常生活上の支援

災害時要配慮者の避難生活に伴う生活機能の低下等の二次被害を防止し、安定的な避難生活が確保されるよう、その食事、トイレ、入浴の介助等の日常生活上の支援を行うこと。ただし、避難生活後の自立した生活に円滑に移行できるようにするため、過度な支援を行うことのないよう、必要に応じチームにおいてケース会議を実施すること等により、支援対象者ごとに必要な支援内容を検討・検証すること。

また、生活不活化病予防のための体操や散歩、子ども等への支援など、災害時要配慮者の状況を踏まえた幅広い支援を工夫すること。

④ 相談支援

災害発生からの時間の経過に応じ、災害時要配慮者の福祉ニーズは変化していくことが見込まれることから、これらを把握し、その抱える課題を適宜解決していくため、一般避難所内に相談スペースを設置するなどにより、必要な相談支援を行うこと。

⑤ 一般避難所内の環境整備

災害時要配慮者の良好な生活環境を確保するため、生活スペースや車いすの通路の確保、段差の解消、トイレ環境の改善、子どものリフレッシュのためのキッズスペースや乳幼児を抱える母親に対する授乳スペースの設置等一般避難所内の必要な環境整備を行うこと。

⑥ 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告

一般避難所内で解決が困難な福祉ニーズがある場合等には、本部を通じて、都道府県災害対策本部に対応を依頼するなど、必要な連絡調整を行うこと。

また、定期的に本部に対して、活動の実施状況について報告を行うこと。

⑦ 後続のチームへの引継ぎ

後続のチームがある場合には、アセスメントの結果や必要な支援内容等について、適切に引継ぎを行うこと。

⑧ 被災市区町村や避難所管理者との連携

チームの活動に当たっては、被災市区町村災害対策本部や一般避難所の管理者から活動内容の承認を得るなど、当該市区町村等と十分に連携を図ること。

⑨ 他職種との連携

チームは、災害時要配慮者のアセスメント等に係る負担にも配慮し、保健医療関係者が保有する情報と、チームの保有する情報等とを共有するため、一般避難所等における情報共有のための会議への参加又は当該一般避難所の管理者等と協議の上、開催の呼びかけを行うこと。

⑩ 被災地域の社会福祉施設等との連携

被災地域の自立性を尊重する観点から、当該地域における社会福祉施設等との連携、協働を可能な限り積極的に図ること。

5. 市区町村の責務について

管内市区町村は、平時から、地域住民及び社会福祉施設等に対し、一般避難所及び福祉避難所の所在や機能等について、積極的に周知を図るとともに、必要な物品の確保等速やかに避難所を運営できる体制を整えること。この際、都道府県は、管内市区町村のこうした取組を把握しつつ、その状況に応じ、助言その他の必要な支援を行うこと。

また、災害時要配慮者に対する支援を適切に行う観点から、都道府県を中心に構成されるネットワークに積極的に関わりを持ちつつ、3の（3）の⑦に規定する研修・訓練への参加や市区町村が行う防災訓練へのチームの招聘、情報の提供その他の必要な協力を行うこと。

さらに、災害発生時においては、一般避難所及び福祉避難所の運営状況を適切に把握し、福祉支援の必要性が認められた場合には、ネットワークを介して必要な支援の要請を行うこと。特に被災市区町村にあっては、本部と緊密に連携し、チームが一般避難所において円滑に活動できるよう、関係者との橋渡しを行うなど必要な協力を行うこと。

6. その他の留意事項について

（1）保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備等

本ガイドラインは、まずは福祉・介護分野を中心とした都道府県内のネットワークを整備し、保健医療分野における支援体制と連携して、必要な福祉支援を行うことを想定しているが、当初の段階から保健医療分野を含めた一体的な支援体制の整備を行う方法も考えられること。

また、本ガイドラインによる全ての機能を同時に整備することが難しい場合には、機能ごとに優先順位を付けて段階的に整備を進めていくことも考えられること。

（2）広域的な災害の取扱い

本ガイドラインは、都道府県内での局地的な災害を前提としているため、広域的な災害の場合、単独の都道府県では対応が困難な場合も想定される。このため、都道府県内の体制整備に加え、隣接する都道府県等とも連携の上、ブロック単位での体制整備も併せて進めていくことが望ましいこと。

なお、必要な場合には、国が広域的な調整を行うので、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて相談されたい。

その際、厚生労働省としても、災害の状況や被災地域のニーズ把握を行うため、都道府県のチームに同行するなど必要な協力をお願いする場合がある。

（3）被災した社会福祉施設等の事業継続

本ガイドラインによる一般避難所への対応に加え、被災した社会福祉施設等が適切に事業継続を行えるような体制整備も併せて重要である。

災害時にあっても最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備等の稼働用燃料の確保策等について、あらかじめ事業継続計画を策定するなど、各施設等基準を踏まえつつ、個々の社会福祉施設等における取組についても、ネットワークの整備と併せて推進すること。

また、災害発生時における福祉避難所の運営等により、一時的に人員が不足するような場合に備え、各社会福祉施設等関係団体による支援や社会福祉施設等を運営する法人間で相互に人員を融通する協定を締結するなど、法人間の相互支援体制を構築することとも必要であることから、これらについて、ネットワークの場を活用し、その具体的な方法等について併せて検討することとも有効であること。

(4) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の活用

都道府県による本ガイドラインを踏まえた取組に係る費用のうち、災害時のチームの活動費用を除き、ネットワークの立ち上げ・運営に係る費用等については、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）の補助対象となるので、これを活用されたいこと。

(5) 「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」の参照

災害福祉支援ネットワーク構築の背景や一部の都道府県における具体的な取組事例等については、平成 29 年度社会福祉推進事業（厚生労働省国庫補助事業）を活用し、（株）富士通総研が「災害時の福祉支援の在り方と標準化に関する調査研究事業報告書」及び関連資料を取りまとめているので、本ガイドラインに併せてこれを参照されたいこと。

（http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/report/elderly-health/2017sai_gaifukushi.html）

災害福祉支援体制の構築状況

青森県

平成30年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	青森県
体制名称	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
設置要綱等	青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領 青森県災害福祉支援チーム設置運営要領
組織役員	委員長： 青森県健康福祉部健康福祉政策課長 副委員長： 委員長による指名 委員： 構成団体の代表者
事務局	青森県、青森県社会福祉協議会
平時における活動	1 青森県 ①市町村、関係機関・団体との協力体制構築 ②チーム活動の周知 2 青森県社協 ①青森県災害福祉支援チーム（以下「青森DCAT」）の派遣調整、派遣者のとりまとめ ②チーム員の募集、研修、登録 3 その他の構成団体 ①協議会の活動への協力・連携 ②当該団体の会員、法人、施設等への周知、啓発
災害発生時における活動	○ 青森県 ①被害情報の収集 ②被災市町村、関係機関との連絡調整 ③青森DCATの派遣の判断、設置 ④費用負担に係る調整 ○ 青森県社協 ①青森DCATの派遣調整、派遣者のとりまとめ ②県及び関係団体との連絡調整 ③活動に必要な資機材の調整 ○ その他の構成団体 ①青森DCATのチーム員派遣に係る会員等の調整

構成団体・員	
区 分	団 体 等 名
福祉関係	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会
	青森県社会福祉法人経営者協議会
	公益社団法人 青森県老人福祉協会
	公益社団法人 青森県老人保健施設協会
	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 青森県支部
	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	一般社団法人 青森県保育連合会
	青森県児童養護施設協議会
	青森県身体障害者施設協議会
	青森県社会就労センター協議会
	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	青森県精神保健福祉士協会
	公益社団法人 青森県介護支援専門員協会
	青森県ホームヘルパー連絡協議会
	一般社団法人 青森県介護福祉士会
行 政	青森県

Ⅱ 災害福祉派遣チームについて

チーム構成 及び資格要件	福祉・介護の専門職員（3年以上の実務経験者で、原則として登録時研修を受講した者）		
1チームあたりの 人数	（標準）6名／1チーム	登録チーム員 ・施設数	122名／96施設数（62法人） ※H31.1.24現在
チーム員としての登録に必要な手続き等 ①青森DCATの派遣に協力する協力施設又は協力施設を設置する法人は、青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書を県に提出。 ②県は、前項の申出書の提出を受け、前述の協力施設等と青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定を締結。 ③当該協力施設等に所属する職員は、青森県社協が実施する登録時研修を受講。 ④登録時研修を修了した者を青森DCATの構成員として登録。 1 県と協力施設等の中で協定の締結 青森県 派遣協力 申出書提出 協力施設等 協定締結 協定書 2 チーム員予定者登録簿の提出 県社協 提出 チーム員 予定者登録簿 協力施設等 3 チーム員予定者は、登録研修の受講後、チーム員として登録 研修受講 ⇒研修受講後、チーム員として登録			
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順 ①県は青森DCAT派遣の可否を判断し、必要である場合、以下を要請。 ○青森県社協へ青森DCATの派遣調整及びとりまとめ要請。 ○青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会構成団体（ただし、青森県社協を除く）へ、当該団体所属会員に属するDCAT登録員の派遣に係る協力要請。 ②青森県社協 ○青森DCATとして派遣可能なチーム員の調整、とりまとめ。 ○派遣可能なチームを県へ報告。 ③青森県 ○派遣の決定（チーム員及びチーム員が所属する協力施設等へ通知） 1 各チーム員に対し、派遣対応の可否について確認 青森県 チーム編成等依頼 ↓ ↑ 報告 県社協 派遣対応の可否確認 ↓ ↑ 報告 2 チーム員からの報告をもとに、チーム編成 県社協 チーム編成 3 オリエンテーションを行い、被災地へ派遣 オリエンテーション チーム 現地（被災地） 避難所など			
チームの 派遣先での 活動内容	○避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング。 ○要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的支援。 ○その他福祉的課題があれば解消に向けての調整。		

第1 設置

大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワーク（以下「青森県災害福祉広域支援ネットワーク」という。）を構築することを目的とし、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害
 - (2)要配慮者 高齢者、障害者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
 - (3)青森県災害福祉支援チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「青森DCAT」という。）
 - (4)チーム員 チームを構成する者
- *DCAT (Disaster Care Assistance Team)

第3 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

- (1)青森県災害福祉広域支援ネットワークの構築に関すること。
- (2)大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
- (3)大規模災害に備えたチーム員の養成及び青森DCATの編成に関すること。
- (4)青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領、青森県災害福祉支援チーム活動マニュアル及び青森県災害福祉支援チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領の策定及び改正に関すること。
- (5)前4号に関し必要と認められること。

第4 構成

- 1 協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で組織し、その代表者等を委員とする。
- 2 委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動が生じた場合は、委員長に届け出るものとする。
- 3 協議会の活動に関して検討を行うため、協議会にワーキング会議を置くことができる。
- 4 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 役員

- 1 協議会に役員を置く。
 - (1) 委員長
 - (2) 副委員長
- 2 委員長は青森県健康福祉部健康福祉政策課長とし協議会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長が指名し委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6 招集

協議会の会議は、委員長が招集する。

第7 個人情報の保護

協議会の活動にあたり取得した個人情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、構成団体の責任において、適切に取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

構成団体

No.	機関・団体名	役割
1	青森県社会福祉法人経営者協議会	社会福祉施設の専門職の派遣体制検討
2	公益社団法人 青森県老人福祉協会	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
3	公益社団法人 青森県老人保健施設協会	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
4	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 青森県支部	高齢者福祉分野の専門職の派遣体制検討
5	青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会	高齢者分野の専門職の派遣体制検討
6	一般社団法人 青森県保育連合会	児童福祉分野の専門職の派遣体制検討
7	青森県児童養護施設協議会	児童福祉分野の専門職の派遣体制検討
8	青森県身体障害者施設協議会	障害者福祉分野の専門職の派遣体制検討
9	青森県社会就労センター協議会	障害者福祉分野の専門職の派遣体制検討
10	公益社団法人 青森県社会福祉士会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
11	青森県精神保健福祉士協会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
12	公益社団法人 青森県介護支援専門員協会	避難所における相談支援のための専門職の派遣体制検討
13	青森県ホームヘルパー連絡協議会	避難所における生活支援のための専門職の派遣体制検討
14	一般社団法人 青森県介護福祉士会	避難所における生活支援のための専門職の派遣体制検討
15	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	県内の社会福祉関係機関・団体等との連絡調整
16	青森県健康福祉部健康福祉政策課	市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築

第 1 目 的

この要領は、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱に基づき、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第 2 事前協定等

協議会の構成団体は、県と青森県災害福祉広域支援に関する協定（様式第 1 号）を締結するものとする。

第 3 平常時の事務分掌

- 1 協議会の平常時の事務分掌は、以下に定めるところによる。

(1) 県

- ア チーム活動に関する周知、啓発に関すること。
- イ 市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関すること。
- ウ 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要項、青森県災害福祉支援派遣福祉チーム設置運営要領の策定及び改正に関すること。

(2) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

- ア 青森県災害福祉支援チーム（以下「青森D C A T」という。）の訓練等における派遣調整及び派遣者のとりまとめに関すること。
- イ 青森D C A Tのチーム員募集に関すること。
- ウ 青森D C A Tの研修及び登録に関すること。
- エ 青森県災害福祉支援チーム活動マニュアル並びに青森県災害福祉支援チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領の策定及び改正に関すること。

(3) その他の構成団体

- ア 協議会の活動への協力・連携に関すること。
- イ 当該団体の会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）への周知、啓発に関すること。

第 4 大規模災害発生時の事務分掌

- 1 協議会の大規模災害発生時の事務分掌は、以下に定めるところによる。

(1) 県

- ア 被害情報の収集に関すること。
- イ 被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 青森D C A Tの派遣の要否の判断、青森D C A Tの設置、派遣等の要請に関する

こと。

- エ 費用負担に係る調整に関すること。
- オ その他、青森D C A Tの派遣に関して必要な事項に関すること。

(2) 県社協

- ア 青森D C A Tの派遣調整及び派遣者のとりまとめに関すること。
- イ 県及び関係団体との連絡調整等に関すること。
- ウ その他、青森D C A Tの派遣に関して必要な事項に関すること。

(3) その他の構成団体

- ア 青森D C A Tのチーム員派遣に係る会員等の調整に関すること。
- イ その他、青森D C A Tのチーム員派遣に関して必要な事項に関すること。

第 5 派遣要請等

- 1 第 4 に規定する県が行う青森D C A T派遣等の要請は、青森県災害福祉支援チーム派遣要請書（様式第 2 号。以下「派遣要請書」という。）により行うものとし、県社協は、速やかに青森D C A Tの派遣調整及び派遣者のとりまとめに着手するものとする。
- 2 大規模災害発生時、第 2 の協定に基づき県が行う青森D C A T派遣に係る協力要請は、青森県災害福祉広域支援協力要請書（様式第 3 号。以下「協力要請書」という。）により行うものとする。ただし、災害の状況等により協力要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

第 6 個人情報の保護

協議会の運営にあたり取得した個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、構成団体の責任において、適切に取り扱うものとする。

第 7 補則

この要領の実施に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 9 月 2 7 日から施行する。

青森県災害福祉広域支援に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と（団体名）（以下「乙」という。）とは、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領（以下「運営要領」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

第 1 目的

この協定は、大規模災害発生時において、避難所又は福祉避難所その他災害時において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる施設等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者を支援することを目的として派遣される青森県災害福祉支援チーム（以下「青森 D C A T」という。）の派遣を円滑に行うことを目的とする。

第 2 平常時の対応

- 1 乙は、平常時は、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、青森県災害福祉広域支援ネットワークに関して、乙を構成する会員、法人、施設等（以下「会員等」という。）に周知・啓発活動を行うとともに、会員等に対して青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書（青森県災害福祉支援チーム設置運営要領様式第 1 号）を配布し、県と会員等の青森 D C A T 派遣に係る協定締結を推進するものとする。

第 3 派遣に係る要請等

- 1 甲は、青森 D C A T の派遣を行う必要があると判断した場合は、青森県災害福祉支援チーム派遣要請書（様式第 2 号。以下「派遣要請書」という。）を社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に送付するとともに、青森県災害福祉広域支援協力要請書（様式第 3 号。以下「協力要請書」という。）を県社協を除く青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱別表に掲げる団体に送付し、会員等に所属するチーム登録員の派遣について協力を要請する。ただし、災害の状況等により協力要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。
- 2 前項の要請を行った場合、甲は、必要に応じて、乙に対して県社協に人員を派遣し青森 D C A T 派遣に関する調整を要請することができる。
- 3 乙は、前項の要請を受けた場合は、会員等（登録簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を県社協に報告するものとする。

第 4 費用の負担等

- 1 甲の要請に基づき乙が要した青森 D C A T の派遣調整等に要した費用（以下「費用」という。）の負担の区分は、次のとおり、定めることとする。
(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と乙が協議する。

- 2 甲は、人員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

第 5 定めのない事項等

この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

第 6 有効期間

この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、それぞれその 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県知事

乙 (所在地)
(団体名)
(代表者 職 氏名)

青森県災害福祉支援チーム派遣要請書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
会長 〇〇 〇〇 様

青森県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇で発生した〇〇〇災害について、〇〇〇（市・町・村）から、青森県災害福祉支援チームの派遣要請がありました。

つきましては、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会運営要領第4に基づき、下記派遣先に青森県災害福祉支援チーム（以下「青森DCA T」という。）を派遣してください。

また、本派遣要請の内容及び青森DCA T派遣状況について、青森県災害福祉広域支援に関する協定及び青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定を締結している構成団体及び会員等に対して周知を図るとともに、青森DCA T派遣に係る派遣調整及び派遣者のとりまとめを行ってください。

記

1	派遣先市町村	市・町・村	※派遣要請（有 ・ 無 ）
2	現地災害対策本部	住 所： T E L： 担当者：	課
3	要請内容	（必要チーム数： ）	
4	活動予定先		
5	宿泊場所		
6	派遣日程等	青森DCA Tの派遣期間は、5日間とするが、現地の状況を把握の上で必要性を判断し、適宜延長及び加派遣すること。	
7	特記事項		

(担当)
(所 属) 青森県 健康福祉部
健康福祉政策課
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

青森県災害福祉広域支援協力要請書

年 月 日

(協議会構成団体名) 代表者 〇〇 〇〇 様

青森県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇で発生した〇〇〇災害について、〇〇〇（市・町・村）から、青森県災害福祉支援チームの派遣要請がありました。

チーム編成にあたり、社会福祉法人青森県社会福祉協議会から全チーム登録員に対し、出動可否の確認メールを一斉送信しますので、貴（会・法人・施設）の会員等に所属するチーム登録員の派遣について、協力を要請します。

(担当)
(所 属) 青森県 健康福祉部
健康福祉政策課
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 目的

この要領は、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要綱に定める青森県災害福祉支援チーム（以下「青森D C A T」という。）の運営等について必要な事項を定め、避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時ににおいて要配慮者を受け入れる施設等（以下「避難所等」という。）における被災者支援体制の充実に資することを目的とする。

第2 活動範囲

青森D C A Tの活動範囲は、原則として青森県内外の災害等の被災地域での活動とする。

第3 活動内容

- 1 青森D C A Tの活動は、次の内容を基本とする。
 - （1）避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング
 - ア 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に報告する。
 - イ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。
 - ウ 避難者等の福祉的課題を早期に整理し、行政、医療又は福祉機関等と課題を共有し、連携の取れた支援体制を構築する。
 - （2）要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
 - ア 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
 - イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
 - （3）その他
 - ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整する。
 - イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。
- 2 青森D C A Tは、前項に掲げるもののほか、第1に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 青森D C A Tの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 4 青森D C A Tの各チームの記録係は、各日のチームの活動状況等について記録する。

第4 編成等

- 1 青森D C A Tは、別表に掲げる者のうち当該業務経験が3年以上の者であって、青森D C A Tの派遣に協力する協力施設又は協力施設を設置する法人（以下「会員等」という。）の長の推薦を受け、原則として別に定める研修を修了した者により構成する。
- 2 青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、前項の研

修を修了した者を青森D C A Tの構成員（以下「チーム員」という。）として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

- 3 県は、大規模災害発生時に、1チーム当たり6名を標準として青森D C A Tを設置する。
- 4 青森D C A Tは、以下の役割を担うことができる者による構成を標準とし、青森D C A Tの人数及び職種構成については、県社協が被害規模など現地の状況等を踏まえて調整する。
 - （1）要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができる者
 - （2）介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができる者
 - （3）連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができる者
- 5 県は、必要に応じて青森D C A Tの中から総括的機能を果たす者を指名できる。
- 6 青森D C A Tの活動に当たって必要となる資機材等については、県において定め、準備するものとする。

第5 派遣協定

- 1 会員等は、青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を県に提出するものとする。
- 2 県は、前項の申出書の提出を受け、会員等と青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定（様式第2号）を締結するものとする。

第6 派遣基準

青森D C A Tの派遣基準は、次のとおりとする。ただし、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）適用災害に対して派遣するものとする。

- 1 県内で災害等が発生し、被災市町村から青森県災害対策本部に対して青森D C A Tの派遣要請があった場合
- 2 県外で災害等が発生し、厚生労働省又は被災都道府県から派遣要請があった場合
- 3 その他知事が必要と認めた場合

第7 派遣

- 1 知事は、前条の派遣基準に照らし、青森D C A Tの派遣が必要と判断するときは、会員等の長に対して、チーム員の派遣を要請するものとする。
- 2 会員等の長は、前項の派遣要請を受けたときは、チーム員を派遣する。

第8 活動期間

青森D C A Tの活動期間は、原則として災害の初期（発災後5日間の活動を標準とする）とする。ただし、県は必要に応じて期間を延長することができる。

第9	各団体の役割等	この要領における各団体等の役割は以下に定めるところによる。	第12	補償	県は、青森D C A Tの業務に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。
1	派遣		第13	補則	この要領の実施に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ、決定する。
	(1)県	県は、被害情報を収集し、被災市町村（災害対策本部）等関係機関との連絡調整を行う。また、青森D C A Tの派遣の可否を判断し、県社協に青森D C A Tの派遣調整及び派遣者の取りまめを要請する。		附 則	この要領は、平成29年2月14日から施行する。
	(2)県社協	県社協は、県からの要請を受け、青森D C A Tの派遣調整及び派遣者の取りまめを行う。			
	(3)会員等	会員等は、県社協との連携により、チーム員の派遣調整を行う。			
	(4)チーム員	チーム員は、県社協が指定する場所に参集し、青森D C A Tの活動を行う。			
2	待機				
	(1)県	県は、第6に該当することが見込まれるときは、会員等に対し、チーム員の派遣待機を要請することができる。また、その後の状況により、派遣基準に該当する可能性がないと判断したときは、会員等に対し、待機の解除を通知する。			
	(2)県社協	県社協は、県からの要請を受け、会員等及びチーム員に対し、派遣待機の連絡をする。			
	(3)会員等	会員等は、県社協から派遣待機の連絡があった場合は、チーム員を待機させる。また、県内で震度5強以上の地震が発生した場合は、県の要請の有無にかかわらずチーム員を待機させる。			
	(4)チーム員	チーム員は、県社協から派遣待機の連絡があった場合は、派遣要請に際し速やかに出動できるよう備えておくものとする。			
第10	研修及び訓練等				
1	協議会は、チーム員の技術向上等を図るため、研修及び訓練の機会の確保に努めるものとする。				
2	協議会は、県又は市町村が防災訓練等を実施する場合、チーム員の参画を求めることができるものとする。				
第11	費用弁償等				
	青森D C A Tの派遣に要する経費は、災害救助法による救助費の支弁対象について、災害救助法の定めるところにより、県が負担する。				

別表（第4関係）

区分	名称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、 ホームヘルパー
職種	相談支援専門員、介護職員、生活相談員、生活支援員、保育士、保育教諭、 地域包括支援センター職員
その他	特に委員長が認めた者

(様式第1号)

青森県災害福祉支援チーム派遣協力申出書

年 月 日

青森県知事 様

所在地

施設・法人名

代表者名

電話番号

青森県災害福祉支援チーム設置運営要領第5の規定に基づき、青森県災害福祉支援チームの派遣について、協力することを申し出ます。

記

施設・ 事業所名	所在地	連絡先			連絡責任 者 氏名	派遣可能職種（人数）
		1	2	3		
		電話番号	FAX 番号	電子メール		

(注1) 職種名欄は、一度に派遣可能な職種名と人数を記載すること
(注2) 行が足りない場合は適宜追加すること

(様式第2号)

青森県災害福祉支援チームの派遣に関する協定

青森県（以下「甲」と（施設又は法人の長）（以下「乙」という。）とは、青森県災害福祉支援チーム設置運営要領（以下「チーム要領」という。）に基づき、青森県災害福祉支援チーム（以下「青森DCAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

第1 目的

この協定は、大規模災害発生時において、青森DCA Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設等（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者を支援することを目的とする。

第2 登録簿の作成

- 1 乙は、所属する職員のうち、青森DCATの構成員（以下「チーム員」という。）として派遣可能な者及び移動に使用する車両について、青森県災害福祉支援チーム員予定者登録簿（チーム要領様式第3号。以下「登録簿」という。）を作成し、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出する。
- 2 乙は、前項の登録簿の記載内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、県社協に提出するものとする。

第3 派遣等

- 1 甲は、避難所等において要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、青森県災害福祉支援チーム員派遣協力要請書（様式第4号。以下「要請書」という。）により、乙に対してチーム員の派遣を要請するものとする。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。
- 2 乙は、甲からチーム員の派遣についての要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を県社協に報告するものとする。

第4 指揮命令

青森DCA Tが活動に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者とする。

第5 活動内容

- 1 乙が派遣するチーム員は、チーム要領第3に定める活動を行うものとする。
- 2 チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

第6 移動手段

- 1 チーム員の参集場所及び避難所等への移動手段については、原則として、乙が確保する。
- 2 チーム員の派遣に際し、乙が移動に使用する車両については、登録簿により県社協に情報提供を行うものとする。

第7 活動報告

青森DCATの各チームの記録係は、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、青森県災害福祉支援チーム員活動報告書（様式第5号。以下「報告書」と

いう。)により速やかに県社協に報告を行う。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難である場合はこの限りでない。

第8章 費用弁償等

- 1 第3の規定により、乙が派遣したチーム員の派遣に要する経費は、災害救助法による救助費の支弁対象について、災害救助法の定めるところにより、甲が負担する。
- 2 甲は、人員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

第9章 補償

甲は、青森DCA Tの活動に関連する事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

第10 協議

この協定に定めない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

第11適用

この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

三 月 年

青森県知事代表者 青森県 印

乙 (所在地)
(施設・法人名)
(代表者 職 氏名) 印

青森県災害福祉支援チーム員予定者登録簿

施設・法人名

連絡責任者

(電話番号)

(FAX番号)

(電子メール)

(チーム員予定者)

番号	施設・事業所名	所在地	職種 氏名	(連絡先) 電話番号 電子メール	登録日 (研修終了日)

青森県災害福祉支援チーム員派遣要請書

年 月 日

会員等（協力施設又は協力施設を設置する法人の長）様

青森県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇（市・町・村）で発生した〇〇〇災害について、〇〇〇（市・町・村）から、青森県災害福祉支援チームの派遣要請がありました。

つきましては、貴（法人・施設）に所属するチーム員の派遣を要請します。

なお、チーム編成にあたっては、社会福祉法人青森県社会福祉協議会より全チーム員に
対し、出動可否の確認メールを一斉送信いたしますので、チーム員の派遣について、協力を要請します。

(移動に使用する車両)

番号	施設・事業所名	所在地	車種 (車両型式)	登録番号	備考

(担当) 青森県健康福祉部健康福祉政策課
(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注1) 行が足りない場合は適宜追加すること。

青森県災害福祉支援チーム活動報告書

報告者	職名		氏名		報告日：年 月 日
所属 (団体・施設等名)					
出動年月日	年 月 日				
時間経過	出動要請を受理した時刻		時	分	
	出動時刻		時	分	
	到着時刻		時	分	
	撤退時刻		時	分	
	帰着時刻		時	分	
派遣場所					
災害概要					
要請内容					
活動内容					
出動者	協力団体名	協力施設名	職種	氏名	
特記事項					

災害福祉支援体制の構築状況

群馬県

平成30年度社会・援護局関係主管課長会議資料

I 災害福祉支援体制について

体制の設置主体	本部：群馬県、事務局：群馬県社会福祉協議会
体制名称	群馬県災害福祉支援ネットワーク
設置要綱等	群馬県災害福祉支援ネットワーク設置要綱
組織役員	会長： 群馬県社会福祉協議会長 副会長： 群馬県社会福祉協議会事務局長 委員： その他構成員の代表者等
事務局	群馬県社会福祉協議会
平時における活動	○ネットワーク会議の開催 ○チーム員の募集、登録 ○研修・訓練の実施 ○関係機関（行政・地域防災組織等）との連携体制の構築
災害発生時における活動	○構成員等の緊急参集 ○被災状況等の把握 ○他自治体との連絡調整 ○チームの派遣調整、派遣者のとりまとめ

構成団体・員	
区 分	団 体 等 名
福祉関係	群馬県社会福祉協議会
	群馬県社会福祉法人経営者協議会
	群馬県社会福祉士会
	群馬県介護福祉士会
	群馬県精神保健福祉士会
	群馬県介護支援専門員協会
	群馬県ホームヘルパー協議会
	群馬県老人福祉施設協議会
	群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	群馬県身体障害者施設協議会
	群馬県知的障害者福祉協会
	群馬県精神障害者社会復帰協議会
	群馬県社会就労センター協議会
	群馬県救護施設協議会
	群馬県児童養護施設連絡協議会
	群馬県母子生活支援施設協議会
	群馬県乳児福祉協議会
	群馬県保育協議会
医療・保健関係	ぐんま子育て支援センター連絡会
	群馬県医療ソーシャルワーカー協会
行 政	群馬県市長会
	群馬県町村会
	群馬県

Ⅱ 災害福祉派遣チームについて

チーム構成 及び資格要件

福祉分野の専門職員等（3年以上の実務経験者で、登録研修を受講した者）

1チームあたりの 人数

4～6名／1チーム

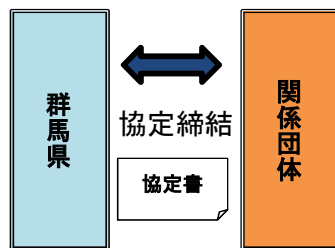
登録チーム員 ・施設数

136名・123施設（平成30年4月1日現在）

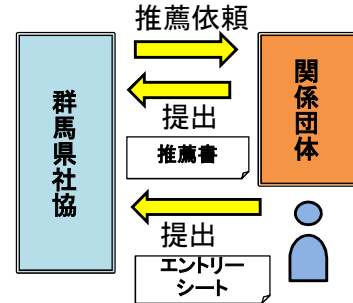
チーム員としての登録に必要な手続き等

- ①協定
別添「群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」とおり。
- ②チーム員募集方法
協定締結団体あてに推薦依頼。
- ③登録に必要な手続き
(1)所属事業所等による推薦書の提出（構成団体によりとりまとめの上、事務局（県社協）へ提出）
(2)推薦された本人によるエントリーシートの提出
- (3)登録研修の受講
- ④主な研修
(1)登録研修 (2)養成研修（対象：(1)受講者） (3)スキルアップ研修（対象：(1)及び(2)受講者）

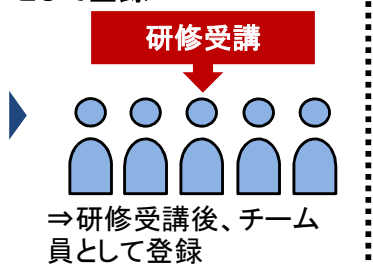
1 県と協力団体との間で協定の締結



2 チーム員予定者登録簿の提出



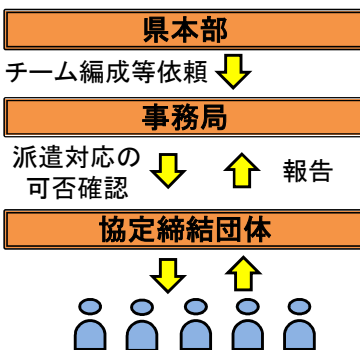
3 チーム員予定者は、登録研修の受講後、チーム員として登録



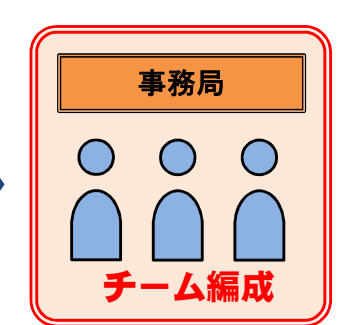
災害時のチーム編成・派遣までに至る手順

- ①次に掲げる派遣基準に基づき、県が県社協へチームの派遣を要請。
(1)県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合
(2)避難所等を設置する被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があった場合
(3)国又は他都道府県から群馬県に対してチームの派遣要請があった場合
(4)(1)から(3)のほか、緊急性があり、チームを派遣することが必要であると認められる場合
- ②県社協は、県からの要請を受け、各協定締結団体に対し、チーム員の派遣を要請。
- ③各協定締結団体は、協力団体等と調整を行い、県社協に対して速やかに派遣の可否を報告し、派遣が可能なときは、チームの構成員を派遣。
- ④県社協は、③の報告に基づき、チームを編成し、避難所等に派遣。
- ⑤県社協は、チーム編成と同時に、県及び各協定締結団体へ派遣計画を通知。
※協定書上では、①～⑤の流れで派遣を行うこととなっているが、緊急性等に応じ各手続きは前後する可能性がある。

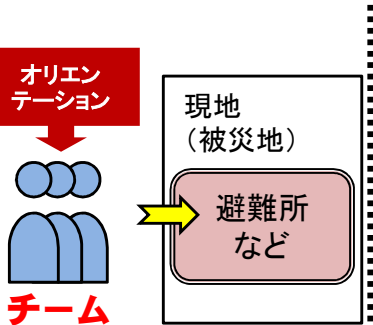
1 各チーム員に対し、派遣対応の可否について確認



2 協定締結団体からの報告をもとに、チーム編成



3 オリエンテーションを行い、被災地へ派遣



チームの 派遣先での 活動内容

- 避難所、福祉避難所及びその他災害発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という）における福祉ニーズの把握。
- 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等。
- 避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備。
- 上記のほか、必要な福祉支援。

(設置)

第1条 災害時における要配慮者への福祉的支援について協議するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うため、群馬県災害福祉支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置する。

(構成)

第2条 ネットワークは、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務等)

第3条 会長はネットワークの会務を総理し、ネットワークの会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 ネットワークに、次条第1号及び第2号に関する事項を調査協議するため「施設間連携部会」を設ける。

2 ネットワークに、次条第3号に関する事項を調査協議するため「福祉専門職支援部会」を設ける。

3 部会の委員は、ネットワークの委員の中から会長が指名するものとする。

4 部会に、部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(協議内容)

第5条 ネットワークで協議する事項は、災害発生時等における次の内容とする。

- (1) 社会福祉施設等の相互応援活動に関すること。
- (2) 施設利用者の安全の確保及び施設の安定的な運営に関すること。
- (3) 福祉避難所等における要配慮者支援に関すること。
- (4) その他福祉的な支援に関する事項で、会長が付議を要すると認めた事項。

(会議)

第6条 会議は、会長がこれを招集する。

2 別表に掲げる委員の他、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(支援活動)

第6条の2 ネットワークでは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書(平成28年3月29日協定締結)に基づく施設間相互応援
- (2) 群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書(平成29年3月29日及び平成30年4月24日協定締結)に基づく災害派遣福祉チームの派遣及び調整。
- (3) 災害発生時に(1)及び(2)の活動が円滑に実施できるよう、平時における訓練及び研修等。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会施設福祉課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、随時会長が定める。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

(別 表)

職 務	職 名
会 長	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会長
副会長	同 事務局長
委 員	群馬県社会福祉法人経営者協議会（役職：以下同じ） 群馬県社会福祉士会 群馬県介護福祉士会 群馬県精神保健福祉士会 群馬県介護支援専門員協会 群馬県ホームヘルパー協議会 群馬県老人福祉施設協議会 群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会 群馬県身体障害者施設協議会 群馬県知的障害者福祉協会 群馬県精神障害者社会復帰協議会 群馬県社会就労センター協議会 群馬県救護施設協議会 群馬県児童養護施設連絡協議会 群馬県母子生活支援施設協議会 群馬県乳児福祉協議会 群馬県保育協議会 ぐんま子育て支援センター連絡会 群馬県医療ソーシャルワーカー協会 群馬県市長会 群馬県町村会 群馬県総務部危機管理室 群馬県こども未来部子育て・青少年課 群馬県こども未来部児童福祉課 群馬県健康福祉部健康福祉課 群馬県健康福祉部介護高齢課 群馬県健康福祉部障害政策課